

経営者のための確定申告相談のご案内

- ★所得税の申告と納税は2月16日(火)～3月15日(火)まで!
- ★個人事業者の消費税・地方消費税の申告と納税は3月31日(木)まで!

悩むよりまずは相談!

商工会はあなたの身近な相談相手です。

商工会では個人で事業を営んでいる皆様の平成27年分の所得税と消費税の決算申告個別相談を次のとおり実施いたします。

申告はe-Taxで!!

日時 2月8日(月)～3月4日(金)(土・日・祝を除く)
 いずれも午前9時～午後5時(正午～1時を除く)

場所 忠岡町商工会 まずは商工会へお電話ください。(担当職員 森・南まで)

《相談無料 秘密厳守》

次の書類をご持参ください

- ①26年分と今回送付されてきた27年分の申告書・決算書、印鑑(認印)
 ※前年までに電子申告(e-Tax)を利用された方には申告書・決算書は届きませんので持参不要です。
- ②昨年1年間の売上(収入)・仕入・経費金額のわかるもの
- ③昨年中に支払った国民健康保険料・介護保険料等の額がわかるもの
- ④国民年金保険料・国民年金基金掛金の控除証明書(紛失された場合は控除証明書専用ダイヤル☎0570-058-555で再発行を受けてください)
- ⑤生命保険・地震保険・小規模企業共済等の控除証明書
- ⑥医療費の領収書(平成27年1月1日～12月31日に支払ったもの)
- ⑦27年中に土地・建物・株式の売買があった場合は事前にお問い合わせを。
- ⑧期末商品等の棚卸在庫金額がわかるもの

**税理士による
個別無料相談会**

2月19日(金)・26日(金)
 3月4日(金)・11日(金)

いずれも午後1時～4時

場所 忠岡町商工会

※相談は無料ですが事前にご予約ください。

**泉大津税務署
からのお知らせ**

事業主の皆さんへ

給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出期限は、平成28年2月1日(月)です。法定調書及び合計表は提出期限までに所轄税務署へご提出下さい。

地区相談会場開設のお知らせ

泉大津税務署は税理士による無料の確定申告相談会場を次のとおり開設します。

【開催場所】

和泉シティプラザ
 3階レセプションホール
 (和泉市いぶき野5-14-17)
 2月2日(火)～
 2月5日(金)

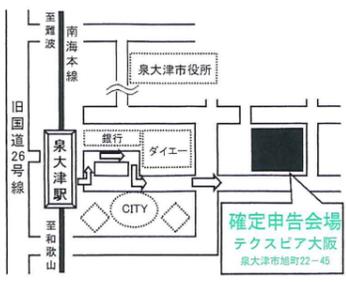
【受付時間】

午前9時30分～11時30分、午後1時～3時
 (会場の混雑状況により、早めに申告相談の受付を終了する場合があります)

※土地・建物や株式等の譲渡所得及び贈与税の相談は、テキストピア大阪の会場をご利用下さい。

※駐車場は、大変混雑します。電車・バス等の公共交通機関をご利用下さい。

※本年は、高石商工会議所の地区相談会場は開設しませんので、ご注意下さい。



泉大津税務署は、確定申告会場をテキストピア大阪4階に開設します
 平成28年2月8日(月)
 (土・日・祝日を除く)
 ただし、2月21日(日)と2月28日(日)に限り日曜日も開設します。

※会場の混雑状況により早めに(午後4時頃)申告相談の受付を終了する場合があります。
 ※前記の開催期間中、泉大津税務署庁舎内では「作成済みの申告書等の受付」、「納税」、「納税証明書の発行」及び「用紙の交付」のみを行います。

申告相談は行っておりません。
 ※駐車場は、大変混雑します。電車・バス等の公共交通機関をご利用下さい。

※当会場では、所得税(譲渡所得を含む)、個人事業者の消費税、贈与税の申告書等の作成及び受付を行います。
 ※納税は出来ませんので、お近くの金融機関をご利用下さい。

**従業員の
個人住民税は
特別徴収で
納めましょう**

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、法律の規定により原則として従業員の方の個人住民税を給与から差し引いて納付(特別徴収)していただくことになっていきます。

毎月の納付額については各市町村から通知した額となりますので、事業主の方には所得税のように税額を計算していただく必要はありません。

従業員の方にとって、労働者を使用しないで、建設の事業(大工・左官・電気工事など)を行うことを常態する一人親方を金融機関へ出向く手間を省けるとともに、納め忘れがなくなり、

れがなくなります。また、大阪府と府内全43市町村では、平成30年度から、原則として法定要件に該当する事業主すべてに、個人住民税の特別徴収(給与からの差し引き)を実施していただくための準備を進めています。

(お問合せ先)
 忠岡町税務課町民税係
 ☎22-11122

**建設業一人親方労災保険
特別加入制度のご案内**
加入できる方
 労働者を使用しないで、建設の事業(大工・左官・電気工事など)を行うことを常態する一人親方を金融機関へ出向く手間を省けるとともに、納め忘れがなくなり、

**大阪府内の事業所で働く方に
適用される最低賃金
必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も**

それぞれ原則として、パート、臨時、派遣、アルバイトなどを含めた、すべての労働者に適用されます。詳しくは、労働局労働基準部賃金課(☎06-6949-6502)または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

| 最低賃金の件名 | 時間額 | 発効年月日 |
|---------|----------------|-------------|
| 大阪府最低賃金 | 858円 | 平成27年10月1日 |
| 産業別最低賃金 | 塗料製造業 | 平成27年11月7日 |
| | 機械・金属製品製造関連産業 | 平成27年11月18日 |
| | 電子部品・電気機械器具製造業 | 平成27年11月30日 |
| | 鉄鋼業 | 平成27年11月12日 |
| | 非鉄金属製造業 | 平成27年11月30日 |
| | 自動車・同附属品製造業 | 平成27年11月30日 |
| | 自動車小売業 | 平成27年11月30日 |



商工会会員 募集中!!
 税務・労務など経営に関するあらゆるご相談に対応いたします。
個人会費 年間12,000円～
法人会費 年間36,000円～
 お問い合わせ ☎33-3208へ



及びその事業に従事する家族従業員
労災保険料
 保険料は年2万4263円～17万3375円の間で希望する日額に応じて選択できます。
手数料
 保険料とは別途に、特別加入者1名につき年額6000円。(商工会に未加入の方については別途加入が必要で、個人会費年額1万2000円)
 ※ご加入手続・詳細は商工会へお問い合わせ下さい。☎33-3208